第92期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個別注記表
連結注記表

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

株式会社筑波銀行

「個別注記表」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ウェブサイト（http://www.tsukubabank.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　13 年 ～ 50 年

その他　　5 年 ～ 20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 24,862 百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

8．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

追加情報

（ポイント引当金）

従来、クレジットカード会員に付与したポイントの使用に伴う費用は、支出時に経費処理しておりましたが、平成 27 年 4 月 1 日の株式会社いばぎんカードとの合併に伴い、ポイント付与残高の重要性が増加したことにより、当事業年度からクレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額をポイント引当金として計上しております。

これにより、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ 4 百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．関係会社の株式（及び出資金）総額　　1,512 百万円

2．消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に 20,159 百万円含まれております。

3．貸出金のうち、破綻先債権額は 663 百万円、延滞債権額は 41,166 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4．貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 60 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,841 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 45,731 百万円であります。
なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,394 百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	52,747 百万円
預け金	83 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,826 百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000 百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券 13,841 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 917 百万円が含まれております。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、412,725 百万円であります。

このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 359,425 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　△ 1,462 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　　15,446 百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額　　588 百万円

13.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 7,645 百万円であります。

14. 関係会社に対する金銭債権総額　　－百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額　　9,532 百万円

16. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、101 百万円であります。

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	－百万円
役務取引等に係る収益総額	0 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	28 百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	2 百万円
役務取引等に係る費用総額	173 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	719 百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2．関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	当行の議決権割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	筑波信用保証株式会社	100.000%	・当行ローンの保証 ・役員の兼任	被保証残高 保証料支払額 代位弁済受入額 （注１、２）	298,878 173 512	－ その他負債 －	12

（注）1．当行の子会社である筑波信用保証株式会社より、当行の住宅ローン債権等に対する保証を受けております。なお、当該取引に係る条件については、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

2．取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

3．当事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 95 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額	
茨城県内	営業店舗	5ヵ店	土地及び建物他	42	百万円
〃	遊休資産	12ヵ所	土地	46	百万円
茨城県外	遊休資産	1ヵ所	土地	5	百万円
合　計				95	百万円

（グルーピングの方法）

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

（回収可能価額）

当事業年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自己株式					
普通株式	10	2	－	13	注
合　計	10	2	－	13	

注．普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	2

２．満期保有目的の債券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	34,937	37,778	2,841
	地方債	23,136	24,387	1,251
	社債	3,772	3,977	205
	その他	1,993	2,002	9
	外国債券	－	－	－
	その他	1,993	2,002	9
	小計	63,839	68,147	4,307
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	5,000	5,000	－
	外国債券	－	－	－
	その他	5,000	5,000	－
	小計	5,000	5,000	－
合計		68,839	73,147	4,307

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 28 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	1,512
関連法人等株式	－
合計	1,512

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

４．その他有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,675	6,860	1,815
	債券	292,771	286,261	6,510
	国債	104,832	102,670	2,162
	地方債	93,500	90,602	2,897
	社債	94,437	92,987	1,449
	その他	107,106	105,601	1,505
	外国債券	71,314	70,749	565
	その他	35,792	34,852	939
	小計	408,553	398,722	9,831
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,856	7,244	△ 388
	債券	22,592	22,708	△ 116
	国債	9,819	9,848	△ 28
	地方債	2,885	2,902	△ 16
	社債	9,886	9,957	△ 70
	その他	81,384	82,914	△ 1,529
	外国債券	43,552	43,983	△ 430
	その他	37,832	38,931	△ 1,099
	小計	110,832	112,867	△ 2,034
合計		519,386	511,590	7,796

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,107
組合出資金	1,352
私募投資信託（REIT）	10,527
合計	12,987

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

５．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成 27 年 4 月 1 日　至　平成 28 年 3 月 31 日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	13,322	3,833	138
債券	47,017	533	4
国債	4,053	85	－
地方債	21,950	348	2
社債	21,013	99	1
その他	13,584	406	308
外国債券	8,190	36	21
その他	5,394	369	286
合計	73,924	4,773	450

６．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月 1 カ月平均時価（債券は事業年度末日時価）が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月 1 カ月平均時価（債券は事業年度末日時価）が 30%以上 50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,000	72

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	11,057	百万円
繰越欠損金	6,636	
有価証券償却	2,075	
退職給付引当金	1,309	
減価償却超過額	1,152	
その他有価証券評価差額金	618	
土地に係る減損損失	346	
合併による土地評価損	860	
その他	946	
繰延税金資産小計	25,004	
評価性引当額	△16,922	
繰延税金資産合計	8,081	
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△727	
資産除去債務	△38	
退職給付信託設定益	△221	
その他有価証券評価差額金	△2,846	
繰延税金負債合計	△3,834	
繰延税金資産の純額	4,247	百万円

２．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.8%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.6%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 203 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 117 百万円増加しております。また、法人税等調整額は 320 百万円増加しております。

なお、再評価に係る繰延税金負債は 18 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	850 円 35 銭
１株当たりの当期純利益金額	71 円 5 銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	34 円 74 銭

（重要な後発事象）

当行は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、当行が発行する第二種優先株式の全部につき、当行定款第 12 条の６に基づき、平成 28 年 4 月 1 日をもって取得すること、及び当該取得を条件として会社法第 178 条の規定に基づく消却を行うことを以下のとおり決議いたしました。

上記決議に基づき、当行は平成 28 年 4 月 1 日付で第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却いたしました。

（１）取得・消却した株式の種類	第二種優先株式
（２）取得・消却した株式の総数	709,500 株
（３）株式の取得価額・消却価額	１株につき 3,000 円
（４）株式の取得価額・消却価額の総額	2,128,500,000 円
（５）取得・消却日	平成 28 年 4 月 1 日
（６）消却の方法	資本剰余金からの減額

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社及び子法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　３社

会社名

筑波ビジネスサービス株式会社
筑波信用保証株式会社
筑波総研株式会社

株式会社いばぎんカードは、平成27年４月１日付で、信用保証業務は筑波信用保証株式会社へ吸収分割し、信用保証業務以外のクレジットカード業務等は当行を存続会社として吸収合併しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

３．連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　３社

４．会計方針に関する事項

（１）商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

（２）有価証券の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ﾛ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

（3）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

（4）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　13 年 ～ 50 年

その他　　5 年 ～ 20 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

（5）貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 24,862 百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（6）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

（7）役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

（8）執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

（9）睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用並びにその他資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号　平成 25 年９月 13 日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号　平成 25 年９月 13 日）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成 25 年９月 13 日）等を、当連結会計年度より適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

なお、（企業結合関係）に記載している平成 27 年４月１日を企業結合日とする吸収分割及び吸収合併は、共通支配下の取引等であり、当該会計基準等の改正による影響はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号　平成 28 年３月 28 日）

（１）概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

（２）適用予定日

当行は、当該適用指針を平成 28 年４月１日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 20,159 百万円含まれております。

２．貸出金のうち、破綻先債権額は 756 百万円、延滞債権額は 41,802 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は60百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,841百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は46,460百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,394 百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	52,747百万円
現金預け金	83百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,826百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券13,841百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金917百万円が含まれております。

８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、412,725 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが359,425百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

９．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△1,462百万円

10．有形固定資産の減価償却累計額　15,482百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　588百万円

12．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は7,645百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常費用」には、貸出金償却 376 百万円及び株式等売却損 138 百万円を含んでおります。

2．当連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 95 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗	5ヵ店	土地及び建物等	42 百万円
〃	遊休資産	12ヵ所	土地	46 百万円
茨城県外	遊休資産	1ヵ所	土地	5 百万円
合　計				95 百万円

（グルーピングの方法）

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結される子会社については、各社を１つの単位としております。

（回収可能価額）

当連結会計年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	82,553	－	－	82,553	
第二種優先株式	709	－	－	709	
第四種優先株式	70,000	－	－	70,000	
合　計	153,263	－	－	153,263	
自己株式					
普通株式	10	2	－	13	注
合　計	10	2	－	13	

注　普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 27 年 5 月 14 日取締役会	普通株式	412 百万円	5 円	平成 27 年３月 31 日	平成 27 年６月８日
	第二種優先株式	42 百万円	60 円	平成 27 年３月 31 日	平成 27 年６月８日
	第四種優先株式	52 百万円	75 銭	平成 27 年３月 31 日	平成 27 年６月８日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月13日取締役会	普通株式	412百万円	利益剰余金	5円	平成28年3月31日	平成28年6月8日
	第二種優先株式	42百万円	利益剰余金	60円	平成28年3月31日	平成28年6月8日
	第四種優先株式	52百万円	利益剰余金	75銭	平成28年3月31日	平成28年6月8日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務にかかる貸出金及び預金のほか、コールマネー、コールローン等を有しており、社債等による資金調達を行っております。また、付随業務として、有価証券投資を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。また、お客様との取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的要因事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、連結される子会社が有する与信等も含めてリスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざすとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、信用リスク管理部署が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM（Asset Liability Management）の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

一方、業務管理面では、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署（バックオフィス）を明確に分離し、さらに市場リスク管理部署（ミドルオフィス）を設置して管理を行うとともに、リスク統括部署がこれを監視する体制とし、相互牽制機能を確保しております。

（ⅰ）金利リスクの管理

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠（投資額または保有額の上限）を決定しております。各部署は、このリスク・リミットルールにもとづき、機動的かつ効率的に市場取引を行い、毎月のALM委員会や都度の常務会等で報告・モニタリングを実施しております。このように

市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、自己資本比率規制に基づく、アウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対処するため、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当行は、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用しております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

経営方針に基づいて、市場関連リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組んでおります。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、常務会で決定しております。

（ⅳ）デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間60日（政策投資株式は120日、商品有価証券は1日）、信頼水準99%、観測期間1年）を採用しております。

平成28年3月31日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で164億円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損失を比較するバックテスティングを実施しております。

また、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づきALM委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照)。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	83,533	83,533	－
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	64,840	69,151	4,310
その他有価証券	519,386	519,386	－
(3) 貸出金	1,603,546		
貸倒引当金 (*1)	△14,933		
	1,588,613	1,631,546	42,933
資産計	2,256,374	2,303,618	47,244
(1) 預金	2,171,013	2,171,588	574
負債計	2,171,013	2,171,588	574
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	577	577	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	577	577	－

(*1)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間 1 年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間 1 年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出しております。その割引率は、内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約等）、信用関連取引（クレジットデリバティブ等）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算定した価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（*1）（*2）	1,107
② 組合出資金（*3）	1,352
③ 私募投資信託（REIT）	10,527
合　計	12,987

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式の減損処理は行っておりません。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３） 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	47,770	－	－	－	－	－
有価証券	82,471	126,101	151,557	93,577	70,739	27,415
満期保有目的の債券	1,226	5,480	2,905	28,958	18,617	6,262
その他有価証券のうち満期があるもの	81,245	120,621	148,652	64,619	52,121	21,152
貸出金（*）	277,243	295,444	230,814	156,080	201,533	380,487
合　計	407,485	421,545	382,372	249,658	272,273	407,902

（*） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの61,942百万円は含めておりません。

（注４） 預金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	1,910,587	214,641	35,700	1,927	8,156	－
合　計	1,910,587	214,641	35,700	1,927	8,156	－

（*） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	2

２．満期保有目的の債券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	35,938	38,782	2,844
	地方債	23,136	24,387	1,251
	社債	3,772	3,977	205
	その他	1,993	2,002	9
	外国債券	－	－	－
	その他	1,993	2,002	9
	小計	64,840	69,151	4,310
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	5,000	5,000	－
	外国債券	－	－	－
	その他	5,000	5,000	－
	小計	5,000	5,000	－
合計		69,840	74,151	4,310

３．その他有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,675	6,860	1,815
	債券	292,771	286,261	6,510
	国債	104,832	102,670	2,162
	地方債	93,500	90,602	2,897
	社債	94,437	92,987	1,449
	その他	107,106	105,601	1,505
	外国債券	71,314	70,749	565
	その他	35,792	34,852	939
	小計	408,553	398,722	9,831
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,856	7,244	△388
	債券	22,592	22,708	△116
	国債	9,819	9,848	△28
	地方債	2,885	2,902	△16
	社債	9,886	9,957	△70
	その他	81,384	82,914	△1,529
	外国債券	43,552	43,983	△430
	その他	37,832	38,931	△1,099
	小計	110,832	112,867	△2,034
合計		519,386	511,590	7,796

４．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成 27 年４月１日　至　平成 28 年３月 31 日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	13,322	3,833	138
債券	47,017	533	4
国債	4,053	85	－
地方債	21,950	348	2
社債	21,013	99	1
その他	13,584	406	308
外国債券	8,190	36	21
その他	5,394	369	286
合計	73,924	4,773	450

５．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月１カ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月１カ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が 30%以上 50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成 28 年３月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,000	72

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年３月 29 日に国会で成立し、平成 28 年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.8%から、平成 28 年４月１日に開始する連結会計年度及び平成 29 年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.6%に、平成 30 年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 204 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 117 百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は１百万円減少し、法人税等調整額は 321 百万円増加しております。

なお、再評価に係る繰延税金負債は 18 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	876 円 20 銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	77 円 16 銭
潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	37 円 68 銭

（企業結合関係）

共通支配下の取引等

１．株式会社いばぎんカードを分割会社、筑波信用保証株式会社を承継会社とする吸収分割

（１）取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当行の連結子会社である株式会社いばぎんカードの信用保証事業

事業の内容：主として当行向けに個人向け貸出の保証業務を行っております。

②企業結合日

平成 27 年４月１日

③企業結合の法的形式

株式会社いばぎんカード（当行の連結子会社）を吸収分割会社、筑波信用保証株式会社（当行の連結子会社）を吸収承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

筑波信用保証株式会社（当行の連結子会社）

⑤その他取引の概要に関する事項

当行グループ内での重複した事業を整理統合することで経営の合理化・効率化を確立し、当行グループ全体の収益基盤・顧客基盤の強化を図ることを目的としております。

（２）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号　平成 25 年９月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号　平成 25 年９月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

２．当行を存続会社、株式会社いばぎんカードを消滅会社とする吸収合併

（１）取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

・結合企業

企業の名称：株式会社筑波銀行（当行）

事業の内容：銀行業

・被結合企業

企業の名称：株式会社いばぎんカード（当行の連結子会社）

事業の内容：クレジットカード業

②企業結合日

平成 27 年４月１日

③企業結合の法的形式

当行を吸収合併存続会社、株式会社いばぎんカードを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社筑波銀行（当行）

⑤その他取引の概要に関する事項

当行グループ内での重複した事業を整理統合することで経営の合理化・効率化を確立し、当行グループ全体の収益基盤・顧客基盤の強化を図ることを目的としております。

（３）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号　平成 25 年９月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号　平成 25 年９月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（重要な後発事象）

当行は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、当行が発行する第二種優先株式の全部につき、当行定款第 12 条の６に基づき、平成 28 年４月１日をもって取得すること、及び当該取得を条件として会社法第 178 条の規定に基づく消却を行うことを以下のとおり決議いたしました。

上記決議に基づき、当行は平成 28 年４月１日付で第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却いたしました。

（１）取得・消却した株式の種類	第二種優先株式
（２）取得・消却した株式の総数	709,500 株
（３）株式の取得価額・消却価額	１株につき 3,000 円
（４）株式の取得価額・消却価額の総額	2,128,500,000 円
（５）取得・消却日	平成 28 年４月１日
（６）消却の方法	資本剰余金からの減額